

第97回農地総会議事録

開催日時	令和7年7月7日（月） 午後3時25分から	
開催場所	高知市たかじょう庁舎6階 大会議室	
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・石黒 康誠・植田 俊博・加藤 孝幸・長山 裕美 中島 義幸・大野 哲・森田 浩明・古田 辰雄・竹内 佳代・中島 正根 山本 和正・前田 眞作・久保 壽美男・川澤 一博・中村 富貴・山脇 天臣 以上18名	
欠席委員	廣瀬 良之	以上1名
事務局出席者	宮田事務局長・上田次長・近森再任用主幹・谷川係長・川澤主任	以上5名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農用地利用集積等促進計画の件 第4号議案 非農地証明願の件（審議） 議案外（報告） ① 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ② 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④ 非農地証明願の件	
備考〔添付書類〕	○第97回農地総会議案書 ○現地案内図 ○議案関連資料 ○転用許可申請等の結果について（報告） ○令和7年度 今後のスケジュール（予定）	

開 議 会 長	(加藤孝幸が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時25分)) 只今より、第97回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は廣瀬良之委員の1名です。委員総数19名中、18名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には議長および総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は大野哲委員と前田眞作委員の2名にお願いいたします。
議 議 長 川澤主任	それでは、只今より議案の審議を行います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。 議案書は2ページをご覧ください。 今月は全体で9件の申請が出されております。議案書は3ページをご覧ください。 案件1は五台山、畑、991㎡を耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の経営農地です。 申請書別添によりますと、譲受人は現在所有している農地を全て耕作しており、今回、譲渡人より土地を買い取ってもらえないかとの相談があったため、申請地を買い受けることにしたとのこと。申請地では文旦を栽培する予定とのこと。 農機具については、田植機など2台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農業の経験があり農作業に常時従事しており、妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのこと。 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのこと。 続きまして、案件2は五台山、登記地目田、現況畑、142㎡を耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在所有または借入れしている農地を全て耕作または保全管理しており、申請地では露地野菜を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻とともに農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、取得する土地の周囲は畑であり、現地も畑として耕作を行っているため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件3は高須、田、135㎡を新規営農のため、親子間の生前贈与により、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添および耕作計画書によりますと、譲受人には所有農地はありませんが、住所地の津野町にある父名義の農地で、8年ほど農作業を手伝った経験があるとのことです。今回、高齢の父から生前贈与を受けることとなり、数十年前から申請地の耕作を主に行っている、高知市在住の叔母と従妹とともに、自家消費用に柿やミカン、梅などの果樹を栽培予定とのことです。

農機具については所有しておりませんが、畑の面積が小さいため手作業で行い、必要に応じて叔母と従妹から草刈機を借りて、作業を行う予定とのことです。

譲受人は農作業の経験があり、叔母や従妹とともに農作業に従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の取り決めに従い、これまでどおりの耕作を行うため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件4は一宮しなね2丁目、登記地目宅地、現況畑、216.09㎡外1筆、合計237.70㎡を新規営農のため、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農地台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添および耕作計画書によりますと、譲受人の両親は農家であり、本人も約15年前から亡き父や母所有農地で、ブロッコリー等の季節野菜を耕作しているとのことです。譲受人は申請地で文旦やレモン、季節野菜を栽培し、収穫量を増やす予定とのことです。

農機具については、耕運機など2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、同居する母も農作業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件5は一宮しなね2丁目、畑、346㎡を新規営農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添および耕作計画書によりますと、譲受人には所有農地はありませんが、約10年前から申請地の耕作や保全管理を行っており、今回、県外在住の譲渡人が高知への帰郷予定がなくなったため、申請地の有効利用を依頼されたことから、購入することになったとのことです。申請地では、これまでどおり自家消費用の野菜や柿、ビワなどの果樹を栽培予定とのことです。

農機具については所有しておりませんが、畑の面積が小さいため、手作業で行う予定とのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻とともに農作業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、周囲に悪影響が出ないよう配慮して行うため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、申請地については、平成30年6月に農地法第5条許可申請が提出されましたが、許可を得られず保留となっている状態でした。今回の農地法第3条許可申請提出にあたり、令和7年6月10日付で5条許可申請の取下願が提出され、6月16日付で高知県が受理しております。取下願の内容につきましては、次回8月7日開催の第98回農地総会の議案外報告にてご報告いたします。

続きまして、議案書4ページの案件6は、介良乙、田、952㎡外2筆、合計2,952㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作または保全管理しており、申請地では水稻を栽培予定とのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、勤めの傍ら妻とともに農業に常時従事しているた

め、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、取得する土地の周囲は水稲作地帯であり、取得後も水稲の栽培をするため、特に影響はないと考えるとのことです。

また、譲受人は、いの町に経営農地があることから、いの町の耕作証明書が添付されており、いの町農業委員会に耕作状況について確認しましたところ、証明書に記載のとおりであるとのことでした。

なお、案件6につきましては、譲受人は介良乙と春野町東諸木にも所有農地がありますが、所有権取得後から3年以内に別の方と利用権設定をしております。

介良乙については、令和6年3月の第81回農地総会と令和6年4月の第82回農地総会の2回に渡ってご審議いただき、令和6年4月に農地法第3条許可を受けた後、令和7年1月の第91回農地総会にてご審議いただいた結果、利用権設定の計画を妥当と認め、令和7年2月1日から3年間の賃借権設定をしております。

また、春野町東諸木にあります譲受人の妻名義の農地については、令和4年11月の第65回農地総会でご審議いただき、令和4年11月に農地法第3条許可を受けた後、令和7年3月の第93回農地総会にてご審議いただいた結果、利用権設定の計画を妥当と認め、令和7年4月1日から5年間の賃借権設定をしております。

農地法第3条は、耕作目的での権利取得に制限するもので、特に自ら耕作しない者の権利取得を制限する目的があり、農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められない場合は許可されません。これは農地を資産として保有したり、投機目的で購入したり、他人に貸し付ける目的での権利取得を防ぎ、効率的な農業経営を促進するための措置となっております。

以上のことを踏まえ、高知県農業会議に意見を求めたところ、権利取得後に短期間で第三者に貸すことを高知市農業委員会が認めている以上、この事実をもって本件申請を不許可とするには、法的根拠が乏しいのではないだろうか、とのことでした。

なお、本日配布しました資料の1枚目に、今朝、申請地を撮影した写真がございますのでご覧ください。案件6の説明については以上です。

続きまして、案件7は春野町弘岡中、田、1,024 m²を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクが申請地で、黄色が5月7日に開催された第95回農地総会にて所有権移転の許可を受けた土地です。

本申請は第95回農地総会で2筆まとめて申請するべきところ、申請者の手違いにより1筆のみの申請となっていたため、改めて申請を行うものです。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を耕作不利地を除いて全て

耕作しており、申請地ではシキビを栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人は越知町に経営農地があるため、越知町農業委員会に対して耕作状況を照会した結果、耕作不利地を除き全て耕作されているとのことでした。

続きまして、案件8は春野町芳原、畑、79 m²外3筆、合計651.25 m²を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では、ブドウおよびジャガイモを栽培するとのことです。

農機具については、大農機具は所有しておりませんが、申請地の面積が小さいため、手作業で耕作ができるとのことです。

譲受人は農業の経験があり、夫婦で農作業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、現地については、事前審査会において担当区域の農地利用最適化推進委員から、雑草が繁茂しているため草刈の必要があるとの意見があり、申請者に草刈を依頼しておりました。6月30日に申請者から現地の草刈が完了したとの連絡があり、7月1日に農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を行い、草刈が完了していることを確認しましたのでご報告いたします。

続きまして、案件9は春野町秋山、田、1,226 m²外2筆、合計1,245.61 m²を贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しており、字江田の申請地では水稻を、字小野の申請地では葉物野菜を栽培するとのことです。

農機具については、トラクターを1台所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

	<p>周辺農地への影響につきましては、農薬を使用する場合には、周辺農地に支障のないようにするとのことです。</p> <p>なお、議案書の備考欄記載の相続財産清算人については、裁判所の審判により選任を受けていることを事務局にて確認しております。</p> <p>以上、案件6については第三事前審査会の報告を踏まえ、本会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>その他の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第二、第三、第四事前審査会です。</p> <p>第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>案件1と案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p>
議長 山本委員	<p>次に、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、案件6については、申請地にビニールハウスの基礎や伐採した木などが残っており、効率的な利用ができる状態とは認められませんでした。</p> <p>また、事務局の説明のとおり、譲受人は過去に許可を受けて取得した農地を、短期で別の方に貸した経緯があります。</p> <p>以上のことから、農地へ復元するよう指導するとともに、譲受人に農地として耕作する意志を改めて確認するよう事務局に依頼することとし、今月は審議を保留することが妥当であると判断しました。</p> <p>その他の案件3から案件5については、許可相当と判断しました。</p>
議長 川澤委員	<p>次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、案件8については、現地の草刈が完了すれば許可相当と判断しました。</p> <p>事務局からの説明のとおり、現地は草刈が完了し、地元の推進委員も確認しておりますので、他の委員の皆さまが差し支えなければ、許可相当と認めます。</p> <p>その他の案件7と案件9については、許可相当と判断しました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p>

	<p>それでは審議に入ります。</p> <p>ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
大野委員	<p>案件3ですが、ずいぶんと遠い所から来られて、大部分を高知市在住のおばさんがやるということですが、本当に高知市で農業をするのでしょうか。</p> <p>また、譲受人は津野町で8年ほど父名義の農地で農作業を手伝ったということですが、手伝っていたのであれば、この際に使用貸借をして、自分がやりますという話になっているのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。</p>
谷川係長	<p>相続対象者が複数名いるため、可能な範囲で生前贈与の形で整理すると、お聞きしております。</p> <p>なお、申請地では果樹の栽培を予定しておりますので、申請者およびその母親が、それぞれ月に複数回、居住地から赴くことで、必要十分な農作業が行える見通しとなっております。</p>
大野委員	<p>高知市でちゃんと農業をするのですね。分かりました。</p>
議 長	<p>他にご意見・ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見・ご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>案件6については、現地が耕作できる状況であると判断できないため、現地が耕作できるような状態に回復するよう指導するとともに、申請者が許可を受けた後、確実に申請地を耕作するかどうかについて、事務局に改めて意思確認するよう依頼のうえ、今月は保留とします。</p> <p>案件8については、現地が耕作できる状況であると判断できないため、申請者に現地を耕作できるような状態に回復するよう指導したうえ、次回事前審査会で現地を確認し農地総会で審議することとし、今月は保留とします。</p> <p>それ以外の案件については、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
大野委員	<p>案件8についても草刈が終わっているので、許可になるのではないのでしょうか。</p>
議 長	<p>ご指摘ありがとうございます。案件8についても許可することに決定いたします。</p>
大野委員	<p>実は案件6ですが、私と第三事前審査会の地元委員ら計4名が、申請者から現地に呼ばれた際に、「現地で農作物を作るつもりはない。」との発言があったという経緯もございます。</p>
宮田局長	<p>この件を踏まえて、事務局にはしっかりと対応していただきたい。</p> <p>事務局といたしましても、農地法第3条による農地の売買とは、どういう意味を持</p>

前田委員 谷川係長	つのかということ、この件だけではなく、買い受ける方にしっかりと理解していただいたうえで、許可をしていきたいと考えております。
大野委員 宮田局長	3条申請時の耕作計画書どおりになっていない場合、どのように対応しますか。 農地パトロールで指摘していただいて、所有者に対して意向調査を行い、耕作計画書どおりの営農をするように指導します。
議 長	その程度の方法しかないですか。 捕捉ですが、谷川係長が説明したように、農地パトロールで指摘された農地について、所有者に対して意向調査を実施し、それから指導していくことが通常の方法です。 次に、他の方法がないのかということですが、同じ方が3条で農地の売買や貸借をしようとする時には、3年以内に取得した農地を本人が耕作せずに、他の人に売るとか貸すとかできないことや、耕作をしない方が次々と農地の購入や貸借はできないという農地法の規定を伝えることで、指導することができると考えております。
委 員 議 長	全部効率要件をしっかりと果たしていただくべきだと思います。皆さんこの案件を許可しますか。 それではお諮りいたします。今月は保留とするということによろしいですか。 (異議なし) そのように決定いたします。
川澤主任	続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件。 議案書は6ページをご覧ください。 今月は全体で2件の申請が出されております。議案書は7ページをご覧ください。 案件1は仁井田、畑、212㎡を譲受人の自己住宅を建築するため、売買により所有権を移転し転用するという申請です。 現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクが申請地、黄色が一体利用地となります。 農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にあることから、第一種農地と判断しておりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という申請のため、不許可の例外に該当するものと判断しております。 それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、①と書かれた資料をご覧ください。 資料1枚目の事業計画書によりますと、譲受人は農業を営んでおり、現在近隣の賃

貸住宅に居住しておりますが、手狭になり自己住宅の建築を検討していたところ、隣地に父親所有の土地があり、子供の保育園や学校にも近いため、申請地を選んだとのことです。

続きまして、資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としましては、建築面積 109.92 m²の2階建住宅1棟、自家用駐車場2台分、農業用車両用3台分、農作業スペース、物干し場等に転用する計画です。

また、西側の一部はセットバックを行う予定になっております。

資料1枚目の事業計画書に戻りまして、造成計画につきましては、東側の一体利用地の高さに合わせるため約15cmの盛土を行い、整地のうえ駐車場部分はコンクリート敷きとし、その他の部分は砂利敷きとする計画となっております。

進入計画については、北側県道から進入する計画となっております。

資料3枚目に移りまして、排水計画としましては、砂利敷き部分は自然浸透とし、その他の雨水については、南西角にある浸透柵に集水したのち、自然浸透とする計画です。

生活排水につきましては、敷地内合併浄化槽を経由したうえで、北側県道の側溝に排水する計画となっております。

申請地周辺の状況につきまして説明いたします。北側は同意のある農地、東側は雑種地、西側および南側は同意のある農地となっております。また、北側農地につきましては境界が確定しておらず、公図上複数の地番が重なり合った土地となっており、地番地図を参考のもとに所有者からの同意書が添付されております。

他法令につきましては、北側県道に排水する際の排水同意は不要であり、北側県道に対する工事許可および占用許可については、高知県土木事務所の許可書が添付されております。

盛土につきましては、盛土規制法の許可は不要となっております。

開発許可についても、不要とのことです。

資金証明書類については、事前審査会時点では未提出でしたが、後日、譲受人名義の金融機関の預貯金通帳の写しおよび融資証明書が提出されており、本件転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

土木委員の意見につきましては、赤線・青線に接していないため不要である旨を、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認済みです。

続きまして、案件2は布師田、登記地目田、現況雑種地、387 m²を分家住宅に転用するため、使用貸借権を設定するという内容の申請です。なお、借人は貸人の孫にあたります。

現地案内図はNo.11 をご覧ください。ピンクが申請地で、黄色が一体利用地です。

農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、JR布師田駅からおおむね500m以内にある農地であることから、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、②と書かれた資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、借人は高知市内の官舎に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、子供の通う保育園近くにある祖母所有の申請地を借り、住宅を建築することになったとのこと。また、申請地は祖父母および両親の住居と隣接しているため、家族間の相互扶助と今後の両親の介護を考慮し、建築予定地として選んだとのこと。

資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としましては、延床面積115.93㎡の木造平家建住宅1棟と自家用駐車場2台分、来客用駐車場1台分、物干し場、植栽スペース等に転用する計画となっております。

1枚目の事業計画書に戻りまして、造成計画については切土・盛土は行わず、整地計画については、駐車場部分がコンクリート敷き、物干し場は砂利敷き、植栽スペース等は土の状態を整備する予定です。

進入路については、北側の県道から一体利用地を經由して進入する計画であり、申請地と一体利用地との間に水路があることから、横断のため通路橋を設置する計画です。設置にかかる法定外公共物使用許可については、高知市管財課で取得済みです。

排水計画については、表層が砂利敷きおよび土の部分は自然浸透とし、コンクリート敷きの駐車場部分については、西側と北側へ勾配を設けて、西側および北側水路へ放流する計画です。生活排水は合併浄化槽を經由し、申請地西側の水路へ排水する計画となっており、水路への排水管設置と排水同意については、高知市関係各課から許可書および同意書を取得済みとのことです。

なお、申請地は一部転用済みとなっているため、始末書が添付されております。

申請地周辺の状況についてご説明します。申請地北側は水路を挟み宅地、東側は同意書取得済みの農地、西側は水路を挟み農地ですが、現況は非農地証明済みの宅地、南側は貸人所有の農地となっております。

他法令の手続きについては、借人が分家住宅の建築条件を備えていることを、都市計画課で協議済みとのことです。

資金証明書類については、資金融資会社による融資に関する通知文書が添付されており、転用に必要な資金が賄えることを確認しております。

<p>議 長</p>	<p>また、土地改良区から、本件転用に際し承諾する旨の意見書が添付されております。 なお、土木委員の意見については、転用に際して特に意見はないとの旨を事務局にて確認しております。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わります。</p> <p>第2号議案の説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三事前審査会です。</p> <p>第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、資金証明書類が提出されれば許可相当と判断しました。</p> <p>先ほど事務局から説明のありましたとおり、資金証明書類が提出されましたので、許可相当で問題ないものと判断します。</p>
<p>議 長 山本委員</p>	<p>続きまして、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>ご意見・質問がございましたら、お願いいたします。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>全ての案件について、計画を妥当なものと決定いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案、農用地利用集積等促進計画の件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>川澤主任</p>	<p>第3号議案、農用地利用集積等促進計画の件。</p> <p>議案書は9ページをご覧ください。今月は全体で13件の申請が出されており、内訳は、利用権の新規設定が6件、更新設定が7件となっております。</p> <p>議案書10ページに総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は利用権を設定する者が13人で、延べ26人、利用権の設定を受ける者が11人で、延べ26人となっております。</p> <p>土地の内訳は、田が29筆で26,123.00㎡、畑が8筆で5,275.00㎡、合計37筆で31,398.00㎡です。</p> <p>設定の内訳は、新規設定が14筆で12,558.00㎡、更新設定が23筆で18,840.00㎡</p>

となっております。

利用権設定の期間別の内訳、および下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

なお、開始日は全て令和7年8月1日となっております。

それでは、新規設定の案件のみ説明をいたします。

議案書11ページをご覧ください。

案件1と案件2は申請者が同一のため、まとめてご説明いたします。案件1は針木北2丁目、畑、528㎡外1筆、合計2,495㎡に10年間、また、案件2は針木北2丁目、畑、793㎡に5年間賃貸借権を設定するものです。貸付予定者は現地でナシを栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書12ページをご覧ください。

案件3は鏡白岩、田、3,683㎡に10年間使用貸借権を設定するものです。貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。なお、申請地は未相続地となっておりますが、相続人全員からの同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、案件4は鏡草峰、田、111㎡外3筆、合計4,008㎡に10年間使用貸借権を設定するものです。貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書16ページをご覧ください。

案件10は春野町東諸木、田、1,000㎡外1筆、合計1,200㎡に10年間賃貸借権を設定するものです。

貸付予定者は現地で土佐甘とうがらしを栽培する予定とのことです。

続きまして、17ページをご覧ください。

18ページに跨ります案件13は、春野町森山、287㎡外3筆、合計986㎡に3年7か月間、使用貸借権を設定するものです。

貸付予定者は現地で露地野菜を栽培する予定とのことです。

以上、更新の案件も含めた計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について、本会にて計画が妥当なものと決定されますと、高知県農業公社が促進計画を策定し、高知市が計画を認可した後、令和7年8月1日付で高知市が公告し効力が発生するものです。

以上で第3号議案の説明を終わります。

説明が終わりました。

事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。

議 長

<p>大崎委員 議長 森田委員 議長 山本委員 議長 川澤委員 議長</p>	<p>第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いいたします。 案件1から案件4については、計画を妥当なものと認めました。 次に、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。 案件5については、計画を妥当なものと認めました 次に、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。 案件6から案件8については、計画を妥当なものと認めました。 次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。 案件9から案件13については、計画を妥当なものと認めました。 事前審査会の報告が終わりました。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>審議に入ります。 ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようでしたら、審議を終わります。 全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>(異議なし) そのように決定いたします。</p>
<p>川澤主任</p>	<p>続きまして、第4号議案、非農地証明願の審議案件を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。 第4号議案、非農地証明願の件(審議)。 議案書は20ページをご覧ください。 今月は、総会での審議を要すると判断された非農地証明願が1件あります。 議案書21ページをご覧ください。案件1は久礼野、登記地目田、416㎡の土地につ きまして、非農地証明願が提出されたものです。 なお、議案書の備考欄に記載してありますとおり、申請地は平成29年10月12日 付で農地法第5条許可を受けております。 現地案内図はNo.12をご覧ください。ピンクが申請地です。 申請地の経緯につきましては、資材置場に転用する計画で許可を受けた土地であ り、盛土を行い転用済です。 現地につきましては、本日配布しております資料のうち、③と書かれた資料写真の とおり、すでに残土にて盛土を行い転用されているため、農地性は失われているもの と判断しております。 この度、地目を変更することとなりましたが、当時の許可書については紛失してい るため、改めて非農地証明願が提出されたものです。</p>

	<p>なお、非農地証明書交付事務処理要領第4条各号では、非農地証明書の交付要件を定めておまして、その一部を抜粋してご説明します。資料③の次にあります事務処理要領の2ページ目をご覧ください。</p> <p>第5号には、人為的に転用した土地で、転用事実行為から20年以上経過し、農地への復元が著しく困難であると認められる土地、また、第6号には委員会が非農地であると認める土地と定められております。</p> <p>本件申請地は、許可を受けたのが平成29年ですので、転用後20年の規定には該当しませんが、過去に許可を受けている土地につきましては、これまでも非農地証明書を交付した実績がございます。</p> <p>本件申請地が非農地証明書交付事務処理要領の第4条の交付条件に該当するかどうかについて、ご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で、第4号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第三事前審査会です。</p> <p>第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員 議長	<p>案件1について、非農地証明書を交付することを妥当であると認めました。</p> <p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>この案件について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p>
大野委員 谷川係長	<p>5条許可書の紛失ということですが、事務局に控えは残っていないのでしょうか。</p> <p>5年間の保存期限がありまして、それを経過しておりますので、関連書類は全て廃棄されております。</p>
大野委員	<p>5条申請は売買でやっていたのか、賃借でやっていたのか、どちらでしょうか。それも分かりませんか。</p>
谷川係長	<p>売買でやっております。</p>
大野委員	<p>売買でしたら買主が税金を払ったということで良いのですね。</p>
谷川係長	<p>登記簿の名義人が買い手になっていないので、誰が税金を払っているのかは分かりません。</p>
議長	<p>保存期間を過ぎた書類は、順次シュレッダーなどで廃棄しているのでしょうか。</p>
谷川係長	<p>焼却処分をしております。</p>
議長	<p>他にご意見・ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>(意見・質問なし)</p>

議長	<p>ご意見・ご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>非農地証明書を交付することを妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なし)
議長	<p>非農地証明を交付することを妥当なものと決定いたします。</p> <p>議案外の報告を事務局より一括してお願いします。</p>
川澤主任	<p>議案外の案件について、まとめてご報告いたします。</p> <p>「①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件」について、ご報告いたします。議案書23ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は9件の届出が出されており、地区の内訳は朝倉が1件、旭が1件、鏡が1件、潮江が1件、布師田が2件、春野が3件となっております。</p> <p>届出の内容につきましては、議案書24ページから28ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」について、ご報告いたします。議案書30ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は4件の届出が出されており、地区の内訳は朝倉が1件、中央が1件、鴨田が1件、高須が1件となっております。届出の内容につきましては、議案書31ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件」について、ご報告いたします。議案書33ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は12件の届出が出されており、地区の内訳は朝倉が3件、中央が2件、三里が1件、鴨田が4件、長浜が1件、高須が1件となっております。届出の内容につきましては、議案書34ページから36ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、「④非農地証明願の件」について、ご報告いたします。</p> <p>議案書38ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は6件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は朝倉が1件、旭が1件、高須が1件、一宮が3件となっております。</p> <p>非農地証明願の内容につきましては、議案書39ページから40ページをご覧ください。</p>

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>い。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員および事務局にて現地確認をし、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p>
<p>事 務 局 連 絡 議 長 谷川係長 上田次長 議 長 委 員 議 長</p>	<p>事務局からの連絡がありましたら、お願いします。</p> <p>(「転用許可申請等の結果」について、資料に基づき説明)</p> <p>(「令和7年度今後のスケジュール(予定)」について、資料に基づき説明)</p> <p>事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、事務局からの連絡を終わります。</p>
<p>そ の 他 議 長 委 員 議 長</p>	<p>その他の件で、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。</p>
<p>次 回 農 地 総 会 議 長</p>	<p>次回の農地総会は令和7年8月7日(木)を予定しております。</p>
<p>閉 会 議 長</p>	<p>(議長 加藤孝幸 挨拶して閉会を宣す。(午後4時54分閉会))</p> <p>以上で、第97回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 8 年 1 月 30 日

議長 加藤孝幸

議事録署名委員 前田真作

議事録署名委員 大野 折

議事録作成者 近森 象太